

バス無料乗車券を交付します

バス無料乗車券を次の日程で交付します。対象の方は、該当する自治会の交付場所と日時を確認し、申請の手続きをお願いします（令和6年度も男女別で色分けし、バス無料乗車券を作成しています）。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ①満70歳以上の方(昭和29年4月1日までに生まれた方)
- ②1級・2級・3級いずれかの身体障がい者手帳をお持ちの方
※寝たきりなどバス乗車が不可能な方は除きます。
- ③A判定またはB判定の療育手帳をお持ちの方
- ④精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ⑤上記②・③・④のうち、ひとりでバスに乗車できない方の
介護者(②は1種の方、③は18歳未満またはA判定の方、④は1級の方)

対象バス

- 北見バス（開成線、美幌線）

申請に必要なもの

- 印鑑
※代理申請の場合は、本人のほか代理人の方も印鑑が必要です。

その他

- 役場福祉係(1階6番窓口)での配布は3月27日(水)から行います。
- 「ランプの宿 森つべつ町民入浴優待券」は昨年同様、個別に郵送します。

申請日程・場所

3月26日(火) ※例年2日間で交付していましたが、今年は1日のみの配付となります。

| | 自治会の区分 | 交付場所 | 時間 |
|----|-------------------------------|---------------|-----------------|
| 午前 | 柏町・達美町 | 柏寿園 | 午前8時40分～9時10分 |
| | 豊永1・豊永2・豊永3・豊永4 | 豊美寿の家 | 午前8時40分～10時40分 |
| | 旭町1・旭町2・旭町3・高台1・高台2 | 旭昇園 | 午前9時15分～10時15分 |
| | 本町・幸町・東町・新町 | 地域振興センター（商工会） | 午前10時20分～11時20分 |
| | 共和2・共和3・共和4 | 共和地区集会施設 | 午前10時45分～11時50分 |
| | 共和1・恩根1・恩根中央 | 共和寿の家 | 午前11時30分～11時50分 |
| 午後 | 上美都・下美都・上里 | 美都公民館 | 午後1時10分～1時25分 |
| | 双葉・沼沢・本岐市街・本岐第2・木樋・二又・大昭 | 本岐地域農業研修センター | 午後1時30分～2時00分 |
| | 西町・緑町1・緑町2・緑町3・達美・西達美・上最上・下最上 | 西町寿の家 | 午後1時40分～3時00分 |
| | 布川・相生中央・相生2 | 相生公民館 | 午後2時20分～3時00分 |
| | 高台町・東達美 | 高栄団地集会所 | 午後3時10分～3時30分 |
| | 活汲1・活汲2・活汲中央・岩富・東岡 | 活汲寿の家 | 午後3時45分～4時20分 |

問い合わせ先

- 保健福祉課 福祉係6番窓口 ☎77-8381

不妊治療費の助成が始まります

●対象の方

- ・夫婦どちらかが津別町にお住まいの方（事実婚も含む）
- ・治療開始の年齢が女性43歳未満。男性の年齢制限はありません。

●助成の内容

- ・保険適応分は自己負担額全額
- ・先進医療は治療費・交通費の一部

●対象の治療

- ・保険適応による体外受精、顕微授精、男性の不妊手術
- ・先進医療（指定条件あり）
- ・令和5年4月1日以降に受けたものに限りです。

※詳しい内容、手続きに必要な書類は町のホームページからダウンロードしてください
問い合わせ先 健康推進係 ☎77-8380

戸籍証明の広域交付が始まります

令和6年3月1日から、これまで本籍地の市区町村にしか請求できなかった戸籍証明が、本人等請求に限り、最寄りの市区町村窓口でも請求できるようになります。

●請求できる戸籍

戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍
※戸籍の記載事項証明書、戸籍抄本は請求できません。
※電子化（コンピュータ化）されていない一部の戸籍・除籍は対象外です。

●請求できる人

本人、配偶者、父母・
祖父母など（直系尊属）、
子・孫など（直系卑属）



※配偶者の婚姻前の戸籍や、父母の戸籍から除籍した兄弟（姉妹）の戸籍証明書の請求はできません。直系のご親族様をご請求ください。
※郵便請求、委任状による代理請求、第三者請求および職務上請求は広域交付の対象外です。本籍地の市区町村窓口へ直接請求されるか、郵便で請求をしてください。

●請求に必要なもの

顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許所など）
※本人確認を厳格に行うため、顔写真付き身分証明書であっても、認められないものもあります。
※健康保険証、年金手帳などの複数提示での受付はできません。

| | 窓口申請 | 郵便請求 | 広域交付 |
|------------------|------|------|--|
| 申請(請求)先 | 本籍地 | 本籍地 | 本籍地以外の窓口 |
| 本人、配偶者、直系尊属、直系卑属 | ○ | ○ | ○ ※抄本は対象外 ※配偶者の婚姻前の戸籍および父母の戸籍から除籍した兄弟（姉妹）の戸籍は対象外 |
| 委任状による代理請求 | ○ | ○ | × |
| 第三者請求 | ○ | ○ | × |
| 職務上請求 | ○ | ○ | × |

●問い合わせ先

戸籍年金係 8番窓口 TEL 77-8378